○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

令和八年二月二日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
自由民主党	香川県さぬき市津田町津田一〇二六番地	木村　義雄（木村よしお）

○法務省告示第十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年二月二日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属

水本　和彦

○農林水産省告示第八十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
野菜指定産地名	区域	野菜指定産地名	区域
一～三　（略）		一～三　（略）	
四　夏秋きゅうり		四　夏秋きゅうり	
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	韮崎	山梨県韮崎市、北杜市及び甲斐市
（略）	（略）	（略）	（略）
佐城杵藤	佐賀県佐賀市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市及び杵島郡	佐城	佐賀県佐賀市及び小城市
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	杵藤	佐賀県武雄市、鹿島市、嬉野市及び杵島郡

（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

五～七　（略）

八　夏だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

九　秋冬だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
阿蘇	熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町のうち旧蘇陽町の区域
（略）	（略）

（略）	（略）
竹田	大分県竹田市
（略）	（略）

五～七　（略）

八　夏だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
真庭	岡山県真庭市
（略）	（略）

九　秋冬だいこん

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
真庭	岡山県真庭市
（略）	（略）

十　（略）

十一　夏秋トマト

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
阿蘇中部	熊本県阿蘇市及び阿蘇郡産山村
阿蘇	熊本県阿蘇郡高森町及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町のうち旧蘇陽町の区域
（略）	（略）